

枚方市学校規模等適正化基本方針【改定版】

(抜粋)

平成 29 年 6 月

枚方市教育委員会

第3 学校規模等の適正化に関する基本方針

本市教育委員会は、子どもの健全育成や学習指導を第一義に、義務教育の教育環境面における公平性を確保し、教育環境の整備・向上を図る観点から、次の基本的な考え方にに基づき、市立小中学校の学校規模や通学区域の適正化を実施する。

1. 適正化の基本的な考え方

(1) 学校規模

市立小中学校の適正な学校規模を18学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は12学級以上24学級以下、中学校においては、9学級以上24学級以下とする。

本市教育委員会では、学校教育法施行規則や義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令などの法令及び、「審議会（第三次）」の答申を踏まえ、学習指導面や学校運営面及び学校施設面などを総合的に勘案し、適正な学校規模の基準を18学級とする。

また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は12学級以上24学級以下、中学校においては、9学級以上24学級以下とする。

小学校では、6学年で11学級となった場合、単学級となる学年が存在し、クラス替えができない学年ができる。単学級では新たな出会いや多様な考えに接する機会が少なく、人間関係が固定化され、お互いに切磋琢磨できにくい状況になる。

一方、中学校においては、全学年が3学級、計9学級となった場合、クラス替えが可能であり、全教科の教員配置及び部活動等に大きく支障がないことから小学校のような課題が生じる可能性が少なくなる。従って、小中学校を分けて考えることとし、上記のとおり本市における適正規模の範囲の基準とするものである。

この基準に基づき、平成28年度の学校規模を分類すると表-1のとおりである。

表－1 平成 28 年度の学校規模

単位：(校)

| | 小規模校 | 適正規模校 | 大規模校 | 計 |
|-----|---------|----------|---------|----|
| 小学校 | 11 学級以下 | 12～24 学級 | 25 学級以上 | |
| | 5 | 39 | 1 | 45 |
| 中学校 | 8 学級以下 | 9～24 学級 | 25 学級以上 | 計 |
| | 2 | 16 | 1 | 19 |

※平成 28 年度における本市の学級編制基準は、小学校 1～4 年生が 1 学級 35 人、5・6 年生が 1 学級 40 人、中学校 1～3 年生が 1 学級 40 人である。

2. 適正化の実施

適正化の基本的な考え方に基づき、学校規模や通学区域に課題のある学校については、次の基本的な方策を実施する。

(1) 学校規模

① 学校規模について

〈基本的な方策〉

小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。
 大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。
 過密校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。

② 学校統合について

ア. 学校統合について検討の対象とする学校の要件

次の項目に該当する学校を学校統合の検討の対象とする。答申で示された検討対象校は小学校 9 校、中学校 2 校となっている。

- (a) 平成 27 年度から平成 35 年度までの推計において小規模校となる小学校及び中学校で、平成 55 年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模の範囲内になる見込みがないこと。
- (b) 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模の範囲内になるほどの増加がないと予測されること。

イ. 学校統合の取り組み

学校統合の取り組み方策については、次のとおり進めていく。

- (a) 今後は、答申において「できる限り早期」に実施することとされた高陵小学校と中宮北小学校の方策に取り組んでいく。
- (b) 答申における他の取り組み方策については、今後の児童生徒数の推移を注視するとともに個々の課題への対応を検討する中で、5 年程度を目途として改めて示していく。

ウ. 学校統合にあたっての留意事項

学校統合にあたっては、次の点に留意しながら取り組む必要がある。

- (a) 学校統合の進め方について
 - i) 学校統合にあたっては、具体的な適正化方策を取りまとめた「実施プラン」を作成し、統合する 3 年前までを基本に「広報ひらかた」やホームページへの掲載、当該学校の保護者や地域コミュニティへの説明会等により公表し、オープンな形で進めていく。
 - ii) 当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関する地域コミュニティなどへの十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めていく。
 - iii) 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同

行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進めていく。

- iv) 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称) 統合協議会」を設置する。「(仮称) 統合協議会」は、「基本方針」を踏まえ、新しい学校を築く観点で、統合に関する諸課題について協議・検討を行う。

本市教育委員会は、「(仮称) 統合協議会」での協議・検討事項を踏まえ、統合の方策を決定する。

(b) 教育環境の充実について

- i) 統合校の施設・設備については、近年の教育内容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した整備を図る。

- ii) 学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の適切な人事配置に努めていく。また統合後の新たな学校の円滑な運営や子どもたちの学習環境の充実について、万全の対策を講じる。

特に、配慮を要する児童生徒については、個のニーズに応じた支援に努めていく。

(c) 統合校の学校規模について

隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校や過密校とならないこととする。

(d) 通学距離等について

通学距離に配慮した通学区域を設定していく。

また、通学路における安全性の確保に努めていく。

(e) 学校の跡地活用について

学校の跡地活用については、学校が地域に果たしている役割を踏まえ、検討していく。